

「第3次小樽市耐震改修促進計画(素案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1 意見等の提出者数	2 人
2 意見等の件数	22 件
3 上記2のうち計画等の案を修正した件数	5 件
4 意見等の概要及び市の考え方	

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	【共通】 家屋の所有者・住居者を含む多くの市民などに本計画を周知徹底させる必要から、本計画を策定している部署と連絡先(電話番号、メールアドレス)などは表紙あるいは最終頁などに記載すべきである。	御意見のとおり最終頁に担当部署と連絡先を記載します。
2	【共通】 前計画(第2次小樽市耐震改修促進計画)の総括と本計画へのフィードバックが不明瞭であるし、特に前計画の未達成理由が未記載である。第4にその一部が記載されるが、目次レベルで構成を見直すべきである。	御意見を踏まえ、第5 住宅・建築物の耐震化促進に向けた取組方針の15頁「3 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策の方向」に、前計画の目標未達成の要因について記載します。
3	【2頁】 表1-1の右列に北海道と小樽市の耐震改修促進計画策定・改定を追記したほうが良い。	2頁 表1-1はこれまでの主な大規模地震と法令等の変遷を示したもので、御意見のありました計画の策定・改定につきましては、3頁の図1-1に記載していることから、素案のとおりとします。
4	【3頁、11頁】 本計画期間の最終年度が令和7年度である理由が不明である。 住宅・建築物の耐震化率を95%にする目標期限が令和7年度である理由・根拠が不明である。	計画期間の最終年度(目標期限)は、3頁「4 計画期間」に記載しているとおり、北海道耐震改修促進計画を踏まえて設定し、北海道の計画の最終年度に合わせたものです。
5	【3頁】 計画の目的に住宅・建築物の計画的かつ効果的な耐震化を促進と記載されるが、「効果的」の意味がよくわからない。小樽市の行政効率なのか所有者の投資対効果を指すのか。	御意見のとおり、所有者には効果的、市は効率的に耐震化を促進するものとし「効果的・効率的」と修正いたします。
6	【9頁】 防災拠点建築物が令和2年度末時点で14棟あると記載されるが、過不足状況を明確にすべきである。	ここでの防災拠点建築物は、北海道耐震改修促進計画で示されている法で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物(9頁参照:22棟)のうち、小樽市地域防災計画で避難所に位置付けられたものとして、14棟が該当することを記載したものであるため、素案のとおりとします。
7	【10頁】 第1～3次緊急輸送道路について主な道路を図等で示すことはできないか。	御意見を踏まえ、10頁 表4-3の道路特性の欄に主な道路を記載します。図については今後作成する資料編に入れます。
8	【11頁】 前計画において住宅・建築物の耐震化率95%が未達成であった理由、原因が示されおらず、令和7年度に95%とするの先送りの内容である。後述される第6住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策に繋がるような文面とすべきではないのか。	御意見を踏まえ、第6の施策に繋がるよう、第5 住宅・建築物の耐震化促進に向けた取組方針の15頁「3 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策の方向」に、前計画の目標未達成の要因について記載します。
9	【14頁】 所有者の役割が適正に行われるように、小樽市は所有者に対する指導に近い強い要請行為を役割として登録すべきではないのか。	基本的な取組方針としての市の役割は、所有者が行う耐震化の取組をできる限り支援することであり、指導に近い強い要請行為については、耐震化が行われない場合の次の段階での対応であることから、ここで記載すべき内容ではないと考えるため、素案のとおりとします。
10	【16頁】 所有者が本計画の目標期限を強く意識するような、所有者へのメッセージ発信が最初に有るべきではないのか。これなくしては情報発信も支援も空振りに終わる。少なくとも現時点で耐震性が不十分と小樽市が認識している住宅の所有者には文書にて本計画概要を示すような行為が必要と考える。	所有者の耐震化に関する意識の向上が耐震化促進のためには重要と考えており、所有者へのメッセージ発信は、14頁「2 耐震化促進に向けた各主体の役割」の(1)所有者の役割がそれに当たるものと考えています。いただいた御意見については、今後の施策を実施する際の参考とさせていただきます、所有者に耐震化の必要性を認識してもらう情報発信に努めてまいります。
11	【16頁】 居住者は自分が住んでいる家屋の耐震性のほかに、自宅に隣接する家屋の耐震性、自宅からバス通り等の幹線道路までの道のりに隣接する家屋の耐震性に興味を持つべきである。これらの情報つまり自分が居住していない家屋の耐震性などを公開するようなことは可能なのか。これらに近い地域情報が公開されないと、地域視点での課題認識は醸成されない。	市では個々の家屋の耐震性の情報を持ち合わせていないことと合わせ、個々の家屋の耐震性などを公開することは、個人情報の関係から難しいものと考えています。

No.	意見等の概要	市の考え方等
12	【16頁】 木造の戸建て住宅を対象に一般診断プログラムを活用した無料耐震診断を実施と記載されているが、対象住宅に対してどの程度の診断実績があるのか。所有者、居住者に本施策が十分周知徹底されているとは思えない。小樽市がすべての木造住宅の診断を行い、その結果を所有者に送付することで課題認識を持たせることができるのではないのか。	無料耐震診断の実績としては、前計画期間中(平成28年度から令和2年度まで)は8件です。 住宅・建築物の耐震化については、所有者が主体的に努める必要があり、市は耐震診断の支援を行っているところです。町内回覧などにより耐震診断支援を周知していますが、今後もより利用が図られるよう広く周知に努めてまいります。
13	【16頁】 小樽市は高齢者の一人暮らしが多く、子供も小樽市に住む予定がない、自分はいつまで住めるか分からない事情等や、年金だけでは暮らせない時代で、貴重な老後資金を必要がないと思っている耐震化に投じるのか。従って、耐震化の支援は金銭的支援が不十分であり、もっと検討した方がよい。	所有者への金銭的な支援につきましては、16頁に今後、所有者のニーズに応じて、新たな補助制度等の創設について検討する旨、記載しているところです。いただいた御意見については、今後の施策を実施する際の参考とさせていただきます。
14	【17頁】 2 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発・知識の普及では、今まで社会を支えて頂いた功労者に協力を仰ぐような視点での活動が必要な気がする。	住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発・知識の普及については、広く周知することが必要と考えておりますので、いただいた御意見は、今後の施策を実施する際の参考とさせていただきます。
15	【17頁】 税の減額等に関する情報提供は本計画においてもホームページでの情報発信が主体なのか。小樽市のホームページへのアクセス頻度及び市外在住の所有者が存在することなどからホームページ及び広報誌の活用では不十分である。	税の減額等に関する情報については、工事発注者となる建物所有者への耐震改修工事のPR等に繋がることもあるため、建築業者などに情報提供することも考えております。いただいた御意見を踏まえ、今後どのような周知方法があるか検討させていただきます。
16	【17頁】 地震防災マップをホームページに公開するのはいつなのか。また、市民への周知徹底の視点からホームページへの登録だけでは全く不十分。地震防災マップを含む耐震促進の冊子などを作成し居住者に配布するようなことが必要と考える。	地震防災マップのひとつである揺れやすさマップについては、本計画の公表予定である4月を目途にホームページにアップできるよう作業を進めています。本計画の概要や揺れやすさマップなどについて、市ホームページ以外にも町内回覧やSNSなど様々な媒体を利用し周知に努めてまいります。
17	【共通、18頁】 市民向けセミナーの開催等:文面から市民向けではなく所有者向けなのではないのか。 本計画において市民と所有者という言葉の使い方は、居住者と所有者に分けて見直すべきではないのか。	北海道が開催するセミナー等の内容には一般向けもあることから、市民としています。 本計画は、市民が安全で安心した生活を送るために、住宅・建築物の耐震化促進を目的としており、耐震化に関する基本的な取組方針では、地震防災対策を所有者自らの問題だけではなく地域の問題として意識して取り組むことが重要としていることや、耐震化促進のためには、その必要性の認識など所有者を含めた市民の意識の向上が重要と考えておりますので、素案のとおりとします。
18	【18頁】 市民向けセミナーの開催等において、所有者の耐震性の必要性についての意識が低いことの対策として、ホームページや広報おたるの活用が記載されるが、この施策では情報発信手段の展開力が弱く、ましてや意識の低さの改善には繋がらない。	耐震化については、様々な媒体を利用し広く周知することが必要と考えておりますので、引き続き所有者の意識の向上を促す情報の発信に努めてまいります。
19	【18頁】 市民向けセミナーの開催等において、町内会単位での情報提供を行うとあるが、所有者の意識低さ改善に繋がるとは思えない。そもそもどんな情報を町内会に発信するのか。	これまで町内回覧を利用し、計画の主旨や耐震診断支援の内容、ブロック塀等の適正な維持管理などについて発信しており、今後も耐震診断支援の情報を含め、耐震化の促進に寄与する情報の発信に努めてまいります。
20	【18頁】 町内会等に対して危険箇所の点検や耐震化のための啓発活動が期待されると記載されるが、これは小樽市が勝手にそのように考えているのではと危惧する。このような責務を町内会に期待するのであれば、耐震化が必要な住宅を町内会に開示することなどが必要である。	市では個々の家屋の耐震性の情報を持ち合わせていないことと合わせ、個々の家屋の耐震性などを公開することは、個人情報の関係から難しいものと考えています。
21	【18頁】 町内会の構成員は高齢化が深刻で若い世代や移住者は町内会に入らない傾向があるようで、まともに機能しない町内会が存在すると思う。自主防災組織等は、役所が中心になって、各地域から協力者を募り組織させ、名誉職として活動させるぐらいでないと、機能しないと思う。	少子高齢化、また、地域住民の連帯意識や町内会活動への関心が薄れていること、役員の成り手不足など、町内会活動・運営の課題はありますが、災害時の対応ではお互いに助け合う共助が大きな役割を果たすことから、市としても地域で助け合う自主防災組織の育成に努めているところです。 いただいた御意見を参考とさせていただき、住民組織やボランティア及びその関係団体との連携・協力体制を充実させる取組に努めてまいります。
22	【19頁】 耐震診断が義務付けられた建築物の所有者に対する指導や勧告、命令は、あまり強力的で一方向的でない方がよいと思う。このような建築物は、所有者と使用者が異なっていると思われ、使用者に不利益が及ばないことや、生活基盤を脅かすことがなく、所有者がしっかり責務を果たすように監視する仕組みが欲しいと思う。	耐震診断が義務付けられた民間大規模建築物の所有者には、これまで耐震化の状況についてヒアリング調査等を実施しており、今後も引き続きヒアリング調査等を行うとともに、補助制度を利用しての耐震化を働きかけてまいります。

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。